

改正案	現行
<p>（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）</p> <p>第四条 法第二十一条において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。</p> <p>（営業保証金に代わる契約の内容）</p> <p>第五条 信託業務を営む金融機関は、法第二十一条において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、信用金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 法第二十一条において準用する信託業法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（信託業務を営む金融機関の営業保証金の額）</p> <p>第四条 法第四条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、二千五百万円とする。</p> <p>（営業保証金に代わる契約の内容）</p> <p>第五条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、信用金庫、保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託業務を営む金融機関のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。</p> <p>二・三（同上）</p>

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第六条 法第二十一条において準用する信託業法第十一条第六項の権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び供託者(供託者が法第二十一条において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき信託業務を営む金融機関のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3～7 (略)

(営業保証金の取戻し)

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第六条 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び供託者(供託者が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき信託業務を営む金融機関のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託業務を営む金融機関を含む。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3～7 (同上)

(営業保証金の取戻し)

第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次に掲げる場合のいずれかに該当した場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

イ 法第十条の規定により法第一条第一項の認可が取り消された場合

ロ 法第十一条の規定により法第一条第一項の認可がその効力を失った場合

2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託業務を営む金融機関に係る営業保証金の額（契約金額）同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 法第八条ノ三の規定により法第一条第一項の認可を取り消された場合において、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合

2 信託業務を営む金融機関又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項に規定する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託業務を営む金融機関に係る営業保証金の額（契約金額）同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

(委託者及び受託者と密接な関係を有する者)

第八条 法第一条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十条において同じ。）又は使用人
- 二 当該委託者の子法人等
- 三 当該委託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該委託者の関連法人等
- 六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該委託者の特定個人株主
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委託者を除く。以下この号において「法人等」という。）
 - イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七

(新設)

十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2| 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 当該受託者の役員又は使用人

二 当該受託者の子法人等

三 当該受託者を子法人等とする親法人等

四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該受託者の関連法人等

六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等

及び関連法人等を含む。)

□ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

3| 前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

4| 第一項及び第二項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、第一項、第二項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

5| 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法

人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

（情報通信の技術を利用する方法）

第九条 信託業務を営む金融機関は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提示しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

（信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲）

第十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条 信託業務を営む金融機関は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提示しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第四条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第四条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において同法第二十六条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

（信託業務を営む金融機関と密接な関係を有する者の範囲）

第九条 法第四条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項

第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む金融機関の役員又は使用人

二 信託業務を営む金融機関の子法人等（第八条第四項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）

第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託業務を営む金融機関の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人

二 信託業務を営む金融機関の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該信託業務を営む金融機関の株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（ ）に掲げる者が同法第二条第二項に規定する信託会社、同条第六項に規定する外国信託会社又は信託業務を営む金融機関である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る同法第五条第五項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該信託業務を営む金融機関の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権（以下この項において単に「議決権」という。）の百分の五十を超えていること。

一 当該者

一 当該者が法人その他の団体（以下この項において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有

している者をいう。次号において同じ。）

又は に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。次号において同じ。）

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該信託業務を営む金融機関の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めているこ

三 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等（第八条第

四項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。）

と。

三 信託業務を営む金融機関によってその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていない。

当該信託業務を営む金融機関

当該信託業務を営む金融機関の役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていない。

- 四 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等の子法人等
 (当該信託業務を営む金融機関及び前二号に掲げる者を除く。)
- 五 信託業務を営む金融機関の関連法人等(第八条第五項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。)
- 六 信託業務を営む金融機関を子法人等とする親法人等の関連法人等(前号に掲げる者を除く。)
- 七 信託業務を営む金融機関の特定個人株主(第八条第三項に規定する特定個人株主をいう。)
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、信託業務を営む金融機関を除く。以下この号において「法人等」という。)
- イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。)
- ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等
- 2 信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「信託業務を営む金融機関」とあるのは、「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者」とする。

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 2 信託業務を営む金融機関が法第四条第一項において準用する信託業法第二十二条第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項(第一号イを除く。)中「信託業務を営む金融機関」とあるのは、「信託業務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「信託業務を営む金融機関の」とあるのは「信託業

務を営む金融機関から信託業務の委託を受けた者の」とする。

(説明書類に関する規定)

第十一条 法第二条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一～四 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条 第九条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第二条第三項の規定により準用する信託業法第五十二条第二項の規定により適用する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

(同一人に対する信用の供与)

第十三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託(法第六十二条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託(貸付信託を含む。))をいう。以下同じ。))に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。))を含むものとする。

一～八 (略)

(説明書類に関する規定)

第十条 法第四条第二項の規定により読み替えて適用する信託業法第七十八条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一～四 (同上)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 第八条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第四条第三項の規定により準用する信託業法第五十二条第二項の規定により適用する信託業法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

(同一人に対する信用の供与)

第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託(法第五十二条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託(貸付信託を含む。))をいう。以下同じ。))に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金(貸出金として内閣府令で定めるものをいう。))を含むものとする。

一～八 (同上)

(削る)

(合併等の場合に催告をすることを要しない場合に係る規定)

第十三条 法第六条第一項に規定する政令で定める規定は、信託業務を営む次の各号に掲げる金融機関が同条に規定する合併又は会社分割の決議をした場合について、当該各号に定める規定とする。

一 第二条第一号又は第二号に掲げる金融機関 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項

二 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法第六十一条の二第四項、第六十一条の三第六項及び第六十一条の四第四項において準用する同法第五十二条第二項

三 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法第六十二条の五第四項、第六十二条の六第六項及び第六十二条の七第四項において準用する同法第五十七条第二項

四 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 中小企業等協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項

五 第二条第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成十八年法律第百十八号)第十二条第一項

六 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法第六十五条第四項において準用する同法第四十九条第二項

七 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 法第十四条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 法第十条の規定による法第一条第一項の認可の取消し

(信託業務を営む金融機関に関する権限の財務局長への委任)

第十五条 法第十四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)(は、信託業務を営む金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。ただし、第四号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三条及び第五条第一項の規定による認可
- 二 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第五項及び第八項並びに法第八条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理
- 三 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規

関 水産業協同組合法第六十九条第四項(同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)(において準用する同法第五十三条第二項

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 法第九条ノ二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (同上)
- 二 法第八条ノ三の規定による法第一条第一項の認可の取消し

第十五条 法第九条ノ二第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関に係るものを除く。)(は、信託業務を営む金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。ただし、第四号、第六号及び第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五条及び第五条ノ三第一項の規定による認可
- 二 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第三項、第五項及び第八項の規定による届出の受理
- 三 法第四条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規

定による命令

- 四 法第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査
- 五 法第七条の規定による業務報告書の受理
- 六 法第九条の規定による命令（信託業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）

（削る）

七・八 （略）

2・5 （略）

（信託業務を営む金融機関の主要株主に関する権限の財務局長への委任）

第十六条 長官権限のうち、法第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査の権限は、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

定による命令

- 四 法第四条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査
- 五 法第八条の規定による業務報告書の受理
- 六 法第八条ノ二の規定による命令

七 法第八条ノ三の規定による信託業務の停止の命令

八・九 （同上）

2・5 （同上）

第十六条 長官権限のうち、法第四条第一項において準用する信託業法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査の権限は、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2・3 （同上）

2・3
(略)